

令和3年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年6月10日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時37分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	欠席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	8番	井上 武		9番	野口 孝志	
	出席職員 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農地利用配分計画の意見照会について
第4号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
その他	(1) 令和3年度第4回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	ただいまより、令和3年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は議会対応の為局長は欠席ですので、事務局長補佐の私が進行を務めさせていただきます。本日の欠席者は16番作野委員1名です。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省略 —
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、8番井上 武委員、9番 野口孝志委員、書記につきましては田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、許可することの可否について採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 合計：田 1筆 1,952㎡ 用途：太陽光発電設備 契約種別：賃貸借 貸人： 借人： (備考) この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 賃貸価格は、年10aあたり 円、合計で 円と聞いています。代替地はございません。
	議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、亀尾委員、庄倉、事務局で現地調査を行いました。 現地調査資料の1ページをご覧ください。位置図です。 の公民館から農道を上がった右側になります。 側には があります。2ページの公図をご覧ください。 が申請地です。 、 は水田で稲が植えてありました。道を挟んで は畑で草刈りがしてある状態です。 も草刈りがしてある状態です。 が になります。 は民家が建っています。3ページの土地利用計画図をご覧ください。いびつな形をしています。道と書いてあるのが公民館か

		ら上がった農道になります。パネルは南向きに設置すると言う事で、このような配置になっています。水は地下浸透と聞いています。左側隅の⑥と⑬の間が空いていますが、この下側に の森がありまして高い木が沢山生えていて陰になることから設置されない状態です。道の下側に用水路があります。下側に排水路がありまして、きちんとした用排水路で近隣の農地の水が取ってありますので影響がないことを確認しました。
議長		議案第1号について質疑を受けます。
田邊委員		<p>今日、私も見させていただきましたが、 さんはどのような方ですか。</p> <p>それから、両サイドは水田になっています。転用申請が出される前に、例えば、</p> <p>や、 、 さんなどが、水田や畑に再生できなかったものかと強く感じました。</p> <p>3点目ですが、太陽光の電気を通すブースターは10年に一度替えないといけないそうです。そのブースターが大体400万円位かかるそうです。電気が余った場合は買ってもらえず、自動的に電気を送らないそうです。したがって、太陽光を作ってもそれだけの利益が上がるのか懸念します。</p> <p>また、賃貸借ですが、草が生えたら さんが刈られるのか。</p> <p>あの地域は太陽光発電が多く出ておりますから、民間の太陽光発電と不整合な関係になってあまり良い環境ではないと思います。それならば、何とかして皆で農地の再生が出来ないものかと思いましたので質問させていただきました。</p>
議長		さんはどのような方なのか、法人さん等により農地として再生できなかったのか、賃貸借と言う事で、草刈りなどの管理は誰がされるのか、庄倉委員さんよりお願いします。
庄倉委員		<p>地元委員として答えさせていただきます。この土地は、元々はさんが所有されていましたが、何年か前にお亡くなりになり、現在は高齢の奥さんが一人で住んでおられます。その奥さんも体調が悪く管理できないので、親しくしておられた さんに買ってもらえないかと相談があり、しぶしぶ買われた経緯があるそうです。</p> <p>誰か耕作者がいなかったのかと言うご質問ですが、この地域は というグループを作っておられますが、ここは水が湧くような農地で、一枚の田ですが4つの段々に分かれていて、いびつな形をしていて耕作する者がいない状況でした。 としても農地を守っていかなければいけない立場ですが、手を出すのは難しい状況でした。</p>
田邊委員		分かりました。
黒木委員		県外の の方が、南部町の土地を利用してソーラーをされる経緯、繋がりが分かりましたら教えてください
局長補佐		詳しい経緯は把握しておりません。太陽光に関する土地の斡旋等の新聞折り込み広告などを皆様も目にされた事があると思います。先般も の会社の案件もございました、全国に太陽光の業者が沢山あります。県外から鳥取県に沢山入っておられます。その一環ではないか

		と思います。
黒木委員		分かりました。
吉次委員		3 ページの利用計画図を見ますとフェンスで囲まれるようになって います。こことは状況が違うかもしれませんが、以前に同じような太 陽光を設置された所で、フェンス内はきれいに管理されるのですが、 フェンスの外側は草が生えたままの状態という実例がありました。特 に今回は の方が設置されるようですが、草刈り、維持管理は誰が されるのか。また、書面が出ていると思いますが、されなかった場合 はどのような対応をされるのかご質問します。
局長補佐		草刈りについては、 さんが年に2、3 回行くと明言されていま すが、フェンスの外側と言った具体的な内容までは聞いていませんで したので、その辺はきちんと詰めて話をしたいと思います。誓約書等 の文書は頂いていないので、書面で交わす方が良いと言う事であれば指 導したいと思います。
吉次委員		左右の隣地は水田になっています。ここをきちんと草刈りしなけれ ば害虫が発生して水田に悪影響を与える事も考えられます。そこら 辺をきちんとしてもらいたいと思います。 それから、きちんと管理されないという事案が発生した場合、ただ 書面で約束をして判を押すだけでは駄目だと思いますが、その辺の取 り組みはどのように考えておられますか。
議長		隣接の農地の方からの同意は貰っておられると思いますが、被害防 除の観点からも維持管理については事前の取り決めが必要だと思いま す。多分、貰っておられないと思います。きちんと管理してもらう、 されない場合は さんが責任をもって管理されるというような条件 の下で許認可を出すと言う事でどうでしょうか。出た時点と言う事で、 出なかったら許認可を出さないといった形にしたいと思います。南部 町は権限委譲をもらっています。慎重の上に慎重を重ねて許可を出し たいと思います。事務局もそのような形にして欲しいと思います。地 元委員さんは さんに、そのような形で納得してもらおうように願 いしていただきたいと思います。
庄倉委員		事前に見に行った時に草の問題が気になり確認をしてもらったら、 年に2、3 回草刈りをするとすると言う返事をいただいています。私も書面 できちんとした形をお願いしたいと思います。 さんにも、周辺の農 地に迷惑がかからないようにしていただくようお願いしたいと思 います。
市川職務 代理		現地の田の話ばかりですが、道路の横の水路にU字溝が埋けてあり、 今はきれいにしてあり問題ありませんが、将来的には草が生えてき ます。用水路であると建設課から聞いています。そこの草刈りも併せて お願いしたいと思います。
議長		他にございませんか。ご異議ございませんか。
一同		なし。
議長		第1号議案、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可に ついて』は議決、承認されました。
議案第2号	議長	議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致しま す。提案者より説明をお願いします。

農用地利用集積計画案の決定について	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 5 頁)】</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 420 番～151 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 1 名 設定をする土地： 2 筆 計 614 ㎡</p> <p>詳細につきましては配分計画の方で説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第 3 号について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 2 号『農用地利用集積計画案の決定について』議決、承認されました。
議案第 3 号 農用地利用配分計画の意見照会について		(産業課 本田課長補佐入室)
	議長	議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	本田課長補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書 7 頁)】。
	議長	議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
	糸田委員	は 21 ㎡と言う非常に狭い面積です。隣接地を既に借りておられるか何かでしたら、一帯をまとめて機構に上げる働きかけが必要ではないでしょうか。
	本田課長補佐	(ボードに図を描いて説明。) の県道が走っています。元々は広い面積であったのが、県道が通ったために残地として残ったのが 21 ㎡です。と の 21 ㎡は、実際は道路に沿った一帯の農地で、筆の線は入っていますが、実態は道路に沿った形で一筆になっています。
	議長	と と小字名は違いますが隣接地と言う事です。
	糸田委員	分かりました。
	議長	さんは度々出てきています。現在どのくらいの面積を借りておられるのか。そろそろ限界ではないかと思うのですが、管理できる状態なのか教えていただきたいと思います。
本田課長補佐	借入れ面積は総合計で 3ha ぐらいになります。これだけの面積をさん一人で管理できるのかご心配されていると思います。私の方も懸念しておりまして、先般、さんに同伴頂いて、借りておられる農地を全部見て回りました。現在、さんとさんの奥さん、娘さんの 3 人で、刈取りをして、攪拌して、ロールして、ラッピングという流れをされているそうです。高さ 60 cm で半径 50 cm ほどのラッピングした草を大体 550 個くらい の餌として保管されていました。目標として今シーズンで 750 個くらい作りたいと言う事で、2 番草も育成されているそうです。機械は、牧草を処理するテッターレイキ、	

	<p>圃場の中の草を刈るディスクモア、ロールをするロールペーラー、ラッピングマシーンを購入されて、一連の作業をされていることを確認しています。</p> <p>全ての農地に作付をされている事を見させていただきました。しかし、農地の管理は圃場の中で作物を作るだけではありません。特に中山間地ですのでケタ草刈りなど非常に大変ではないかと さんにお聞きしましたところ、正直言って、その部分は課題であるが、迷惑がかからないように借りた農地はきちんと家族でやっていくとおっしゃっていました。現況を見させていただきましたが、これから草を刈られる所はありましたが、ケタもきれいに管理されていて、何年も刈っていないような所はありませんでした。とは言え、1 軒で抱える農地としては非常に大きく、地元委員さんも心配されていると思いましたので、6月2日に さんと圃場を見た際に、板委員さんにも同行願いまして確認させていただきました。</p> <p>先々、これ以上増えることはないをご本人さんはおっしゃっていました。もし出てくるような事があれば慎重な対応をしたいと考えています。</p>
市川職務代理	<p>の頭数の変化があれば教えてください。そのための借受けだと思いますが。</p>
本田課長補佐	<p>昨年、 さんの の経営についてご報告しています。その際に 頭と報告しています。その後、今年4月の時点で 頭増えて 頭でしたが、4月、5月に立て続けに 頭亡くなり5月時点で 頭、増減なしと聞いています。今年度は、その 頭も含めて 頭程度に増やす予定であったが、 、 頭くらいになるのではとおっしゃっていました。 頭亡くなった影響は、また聴き取りしたいと思います。</p>
田邊委員	<p>の肉の販路が分かれば教えてください。</p>
本田課長補佐	<p>前回ご報告した際に聞き取りました内容になりますが、基本的に食肉センターに屠畜解体を依頼されて、その後は業者さんが買い取られるそうです。買取り単価は、大体 円程度で、それから先は業者さん任せですので分かりかねます。</p>
庄倉委員	<p>1頭が 円ですか。</p>
本田課長補佐	<p>すみません、訂正します。センターに払う解体手数料が1頭 円から 円です。買取り価格は1頭あたり 円程度だと聞いています。北海道の有名な牧場で生産された では 円くらいが市場価格だそうですが、それより安いそうです。</p>
亀尾委員	<p>年間 頭くらいは販売できると思いますが、3ha も借りて 頭の販売では経営として成り立たないのではないですか。</p>
本田課長補佐	<p>2019年は 頭売却されて、2020年は出荷が無かったそうです。平均すると年に から 頭ペースのようです。現在は 頭で、 頭程度常時飼いたいそうですが、なかなか上手くいかないとおっしゃっていました。経営が二の次と言う言い方はよくありませんが、ご本人楽しんでされています。 さんでもありますので、他に収入をお持ちの中の一つであると思います。</p>
議長	<p>趣味でされているようですが、借りられた農地はきちんと管理していただかなければいけません。特に中山間地域ですので、地元委員さ</p>

		んも注意を払っていただきたいと思います。 他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決、承認されました。
議案第 4 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第 4 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』上程いたします。
	局長補佐	本日午前 に 地区の現地調査を行いました。詳細については地元の田邊委員から説明をお願いしたいと思います。
	議長	田邊委員より現地調査報告をお願いします。
	田邊委員	本日午前 9 時から、恩田会長、市川職務代理、庄倉委員、井上委員、井田委員、頼田委員、事務局で 地区の現地調査を行いました。 中でも、本当にここが農地であったのかと思うほどの状況でした。資料の 1 ページの航空写真をご覧ください。 、 、 、 は の公民館を奥に入ったカーブの所になります。そこに昔畑があったそうですが、現在は、杉、ヒノ木などの雑木が生えている状況で畑であった痕跡は見受けられませんでした。非農地であると確認しました。 また、 、 、 は さん所有の山になっていて、畑だったと思いますが、ここも木が生えていて山林状態でした。 それから、少し上がりまして の さんから さんの一帯は道路からもなかなか見えませんでした。周り一帯が山林化している状態で、ここも農地であったとは思えない状況で非農地であると判断しました。 、 は、ここは さんのところが昔、田と畑を作っておられましたが、竹が生えていて周りも山の状態で非農地であると確認しました。 それから、2 ページに となっておりますが、昔、 さんがお一人で住んでおられましたが、平成 29 年にお亡くなりになられてから空き家になっています。 、 、 は草が生えていないように見えますが、猪が掘って荒れ放題の状態でしたので、ここも非農地はやむを得ないと思いました。 それから 、 、 、 も、昔、 さんのところが畑を作っておられましたが、今は誰も耕作者がおられません。ここも木が生えて雑草と雑木が茂っている状況でしたので、非農地であると確認しました。 の 筆を見て周りしましたが、昔は農地であったようですが、既に非農地の状態で、全体的に森林化が進んでいると実感しました。
	議長	このことについて質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
一同	なし。	
議長	議案第 4 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』は原案通り議決、承認されました。	
(3)令和 3 年度第 4 回農業	議長	令和 3 年度第 4 回南部町農業委員会総会は、令和 3 年 7 月 9 日(金)に開催します。

員会総会の日 程について		
	局長補佐	ご案内させて頂いていますが、総会の後に、活動記録のパソコン・スマートフォン入力体験会の開催の予定にしておりますので、ご希望される方はよろしくお願ひします。
8. 閉 会	議 長	これにて令和3年度第3回南部町農業委員会総会を閉会します。